

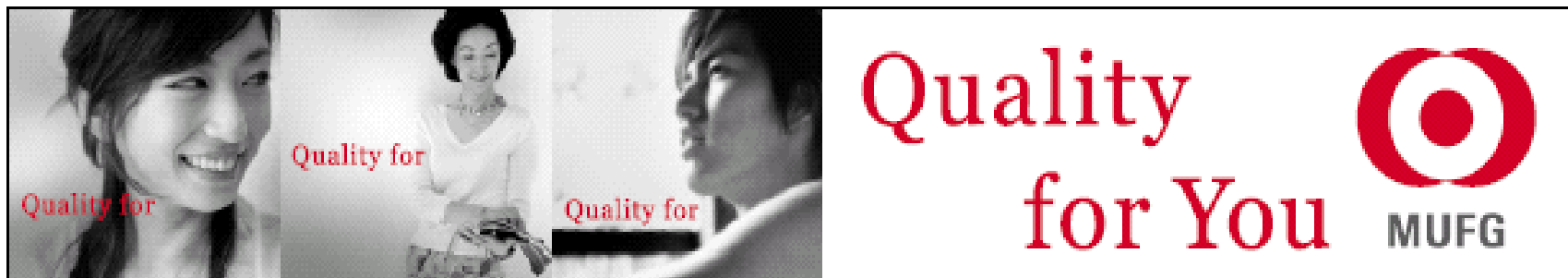
資金支払・移動（Payments）分野 での標準化の動向と市場慣行の形成 －Payments Market Practice Groupのご紹介－

三菱東京UFJ銀行

決済事業部 次長

田 貝 正 之

平成20年12月8日



Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

本日の流れ

- 導入: SWIFT Standardsと市場慣行との関係(事例紹介)
- PMPG: Payments Market Practice Group のご紹介
 - ✓ PMPGの活動要綱
 - ✓ PMPGの構成等
- PMPGの成果物(例)
 - ✓ IBANチラシ
 - ✓ MT202COVに係る市場慣行ガイドライン
 - ✓ FATF特別勧告Ⅶ遵守の為のフィールド50aガイドライン
- PMPGのホームページ・連絡先のご紹介
- コンプライアンス要請の世界的な収斂と決済業務
- 為替業務の銀行以外への解放のスタンダード的視点

【導入】SWIFT Standardsと市場慣行との関係(例)



FATF特別勧告Ⅶ対応に係るSWIFT Standards と市場慣行 (2007年10月当時のMT202COV導入時の事業者の論点)

- MT202COVの新電文の議論は目下の所、電文送信銀行に着目
- 本来は、電文を一義的に受信・処理する『中継銀行』に試練
- 電文の送信側の制御は可能だが、受信は制御不可
- 中継銀行: 照会 / 返金の標準の議論は?
- 着金の遅延の虞? 通貨によって異なるルールの可能性?
- MT202 COVに係る照会業務の手数料体系の透明性?
- カバー送金から直列式の送金への流れは?
- そもそも新電文をどう使うかの慣行を推奨する会議体は?





Payments Market Practice Group

三菱東京UFJ銀行
決済事業部 田貝正之

東京

平成20年12月8日



PMPG のご紹介：活動要綱 (1/2)

PMPG 設置の目的:

- 地域間で異なる資金支払業務(Payment)における市場慣行の調査・評価
- 慣行の問題点(含、営業上の影響)の協議・説明・文書化
- 依頼人から受取人に至る全体の流れを通じ、グローバルな市場慣行を推奨

PMPG のご紹介：活動要綱 (2/2)

PMPG設置の目的:

- 最良慣行、業務の責任の所在や規則、メッセージの流れ、ISO メッセージ標準の一貫性のある導入と例外処理の定義の推奨
- 推奨される慣行の公表を確行
- 刻々と変化するコンプライアンス上の要請に対応して、グローバルな視点で資金支払業務の慣行を推奨



PMPGのご紹介：構成

- PMPGは資金支払業務分野にて、広範な知見を有する専門家の国際的な集まり
- 年に数回の会合
- 異なる地域（アジア太平洋、欧州、北米）のメンバーから、二名のメンバーが共同委員長
- SWIFT スタンダードズ部門が事務局機能を提供



PMPGの成果物

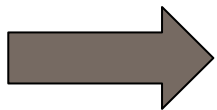
- IBAN (International Bank Account Number) チラシ
 - 一般企業向け
 - 金融機関向け
- MT 202 COVの利用に係る市場慣行ガイドライン
- FATF特別勧告Ⅶの遵守のために、フィールド 50a (Ordering Customer: 依頼人)に係る市場慣行ガイドライン

IBAN: PMPGでの議題となった背景

- 遅々として進まないIBANの活用
- そもそもIBANとは何かという点が不明瞭
- 誤用
- 世界中で異なる解釈

IBAN: PMPGによる対応の過程

- 異なる解釈の調査・評価
- 解釈の相違が発生する原因の究明
- 論点毎に個別に対応



<http://www.pmpg.info>

- IBAN チラシ(一般企業向け)
 - 欧州域外版 / 欧州域内版
- IBAN チラシ(金融機関向け)
 - 欧州域外版 / 欧州域内版

PMPG 市場慣行ガイドライン (MPG) MT 202 COV関連

• ガイドラインの狙い

- 新規に導入されるMT202 COV電文の利用者による 解釈と導入の支援
- 自動処理の促進 と受取人口座へのタイムリーな入金記帳の確保
- 決済チェーンの端から端まで、全体に焦点

PMPG 市場慣行ガイドライン (MPG) MT 202 COV関連

- **MPG MT 202 COV #1: 業務の原則**

- MT 202 COV は金融機関相互間の銀行間送金である
- MT 202 COVの導入によって、既存の送信機関と受信機関との間の取引関係が変更されるものではない。

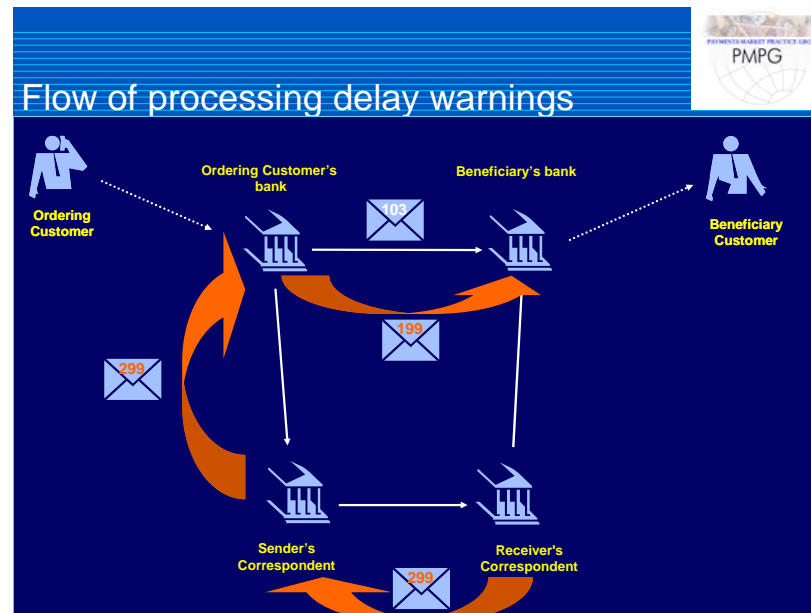
- **MPG MT 202 COV #2: スクリーニングのタイミング**

- 受信機関のスクリーニングが支払を遅らせてはいけない。
- 支払指図の **受信時** にスクリーニングをすべきである。早い時期でのスクリーニングによって、照会・修正等の時間を最大限確保することが可能となるので、遅延の可能性を最小限に止めることができる。

PMPG 市場慣行ガイドライン (MPG) MT 202 COV 関連

• MPG MT 202 COV #3: 事務リスクの回避

- MT 202 COV 処理の遅延は速やかに伝達されるべきである
- (遅延は)カバー送金の決済チェーンの中で、自社の直前に位置する金融機関に対して MT 299によって通知されるべきである。
- 最終受取人の金融機関には MT 199による通知がされるべきである



PMPG 市場慣行ガイドライン (MPG) MT 202 COV関連

• MPG MT 202 COV #4: 複数の送金

- Ordering Institution は、単一のMT 202 COV によって、複数の顧客依頼の原送金をカバーすることを **回避** すべきである。
- SWIFTは、PMPGの推奨に基づいて、MT 202 COVの複次利用を可能とする現行スタンダードから、複次利用を可能とする部分を削除するとの案を **2009年のSWIFT年次定例修正**に向けて国別投票中。

• MPG MT 202 COV #5: 決済システム側の準備

- 決済機構や(広義の)送金制度等(Value Transfer Networks)は、MT 202 COV または同等のフォーマットを **処理できる必要がある**。
- カバー電文に含まれる追加情報を、決済システム側で処理できない場合には、当該の**地場決済制度参加者**が、この追加情報の処理を決める必要がある。

PMPG 市場慣行ガイドライン (MPG) : FATF特別勧告VII関連

• MPG #1 – 基本原則

- Field 50a – オプションA, F と K – だけが、依頼人情報に使われるべきである
- 依頼人口座番号 が存在する場合には、口座または受取人を特定する欄 – に記載(スラッシュ(/)に続けて)なくてはならない

• MPG #2 – フィールド 50 を Option Aで使う場合

- 依頼人は、Business Entity Identifier (BEI) の割り当てられた企業である
- 依頼人は、銀行が自らのために支払いを行っている場合で、Bank Identification Code (BIC) を使用

PMPG 市場慣行ガイドライン (MPG): FATF特別勧告VII関連

• MPG #3 - Field 50 を Option Fで使う場合

- 50F は、依頼人 情報を **明快に階層構造化** し、ネットワークによる **検証** や業務アプリケーションによる処理の円滑化を可能にする。
- BIC または BEIがない場合には、**F が好ましいオプション** である。

• MPG #4 - Field 50 を Option Kで使う場合

- 50K は依頼人情報の提供との観点からは **階層構造化の脆弱な** フォーマットであるとの認識
- 市場や地域によっては 50Fの構造が好まれる現状ではあるが、Option K が正しく利用される限りにおいては、FATF勧告の遵守という観点からは『**許容可能**』な手段と位置づける



PMPGの連絡先等

以下のPMPGの ウェブサイトに、
該当文書は全て公開されております。

<http://www.pmpg.info>

PMPG メールアドレス
info@pmpg.info



皆さまのご意見をお待ちしております。



アドレス http://pmpg.webexone.com/

PMPG
You are a guest. ([Home](#) | [Logout](#))

[WebEx Meetings](#) | [Web Folders](#) | [WebOffice Advisor](#)

Home
Tools
Help
Documents

webex weboffice

What's New?
No information has recently changed or been added to the web office.

[New WebOffice User?](#) | [FAQs](#) | [New Features](#) | [Feedback](#)



You are a guest. ([Home](#) | [Logout](#))

Public Documents

The document manager is where you can find files that this group has made available to guests. Web office members have a private area where they may share files.

Search: [Go](#) [Advanced Search](#)

Public Documents

Sort By: [Title](#) Show folders

<input type="checkbox"/>	Title	File	Size	Posted By	Modified
<input type="checkbox"/>	Guidelines for use of the MT 202 COV	Sept 08 PMPG MT202COV v1.1.pdf	92.4 kb	Carlo Palmers	Oct 2, 2008 9:...
<input type="checkbox"/>	Guidelines to comply with FATF SR VII	Sept 08 PMPG FATF SR VII v1.1.pdf	83.5 kb	Carlo Palmers	Oct 2, 2008 9:...
<input type="checkbox"/>	PMPG Disclaimer	PMPG Disclaimer.htm	11.2 kb	Carlo Palmers	Sep 10, 2008 1:...
<input type="checkbox"/>	PMPG leaflet on IBAN for corporates	IBAN leaflet for PMPG v12_corp.pdf	65.1 kb	Carlo Palmers	Sep 3, 2008 1:...
<input type="checkbox"/>	PMPG leaflet on IBAN for corporates for inclusion	IBAN leaflet for PMPG v12_corp_nologo.doc	81.5 kb	Carlo Palmers	Sep 3, 2008 1:...
<input type="checkbox"/>	PMPG leaflet on IBAN for financial institutions	IBAN leaflet for PMPG v12 FI.pdf	63.8 kb	Carlo Palmers	Sep 3, 2008 1:...
<input type="checkbox"/>	PMPG leaflet on IBAN for	IBAN leaflet for	72.5 kb	Carlo Palmers	Sep 3, 2008 1:...

コンプライアンス要請の世界的な収斂と決済業務

マネロン対策・テロ資金防止対策に係る本邦と海外の温度差

国際的に標準的な 法制の枠組み	本邦の法制の枠組み
KYC(本人確認を始めとする顧客情報精査)	KYC(取引開始時の本人確認中心)
PEPやコルレス銀行等の属性毎に精査義務	明文法なし
取引の監視と、取引関係の継続的見直し義務	明文法なし
リスクに応じた管理の必要性(事後精査等)	明文法なし
疑わしき取引の報告義務	疑わしき取引の報告義務

2008年10月30日

FATFによる対日
相互審査報告書
概要として公表

コンプライアンス要請の世界的な収斂と決済業務

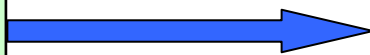
マネロン対策・テロ資金防止対策に係る本邦と海外の温度差

時期	グローバル(例)	本邦(例)
2001年～	9.11 米国同時多発テロ 欧州での相次ぐテロ攻撃	オレオレ詐欺・振り込め 詐欺等の社会問題化
2001年10月	FATF:テロ資金関与に 関する特別勧告	
↓	銀行監督当局の関心は 『口座』から『取引』へ	
2007年12月	EC Regulation 1781が 発効(送金依頼人情報)	2007年4月～ 犯罪収益移転防止法
2008年7月	BIS 市中協議：カバー 送金に係るDDと透明性	BIS市中協議に対しては 全銀協から意見書提出

特に特別勧告VIIの『正確かつ意味のある送金人情報』の実務を巡る議論が活発化

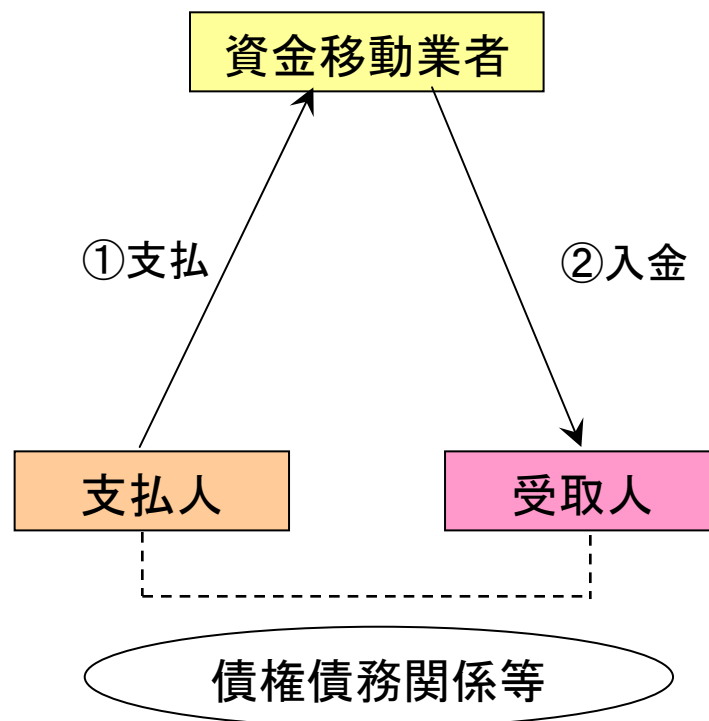
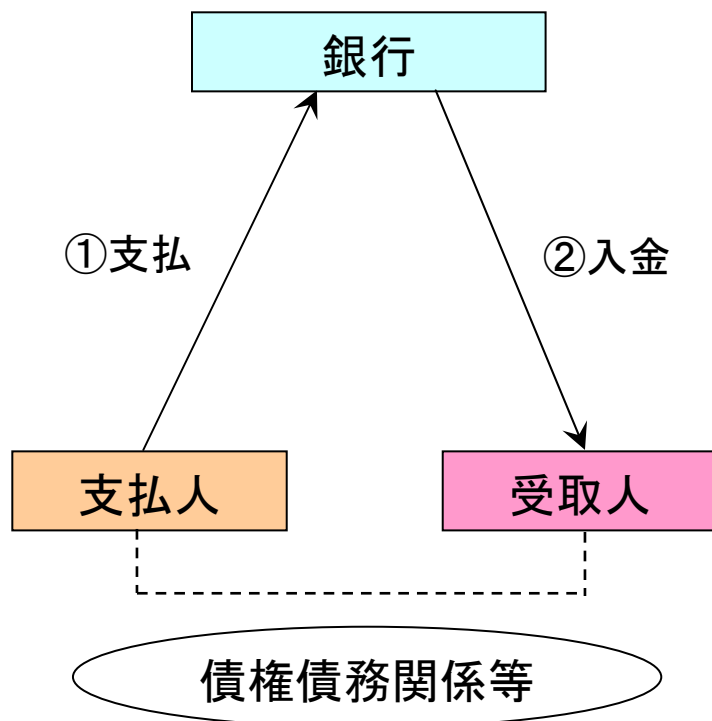
金融審議会の議論の現状

現行: 銀行法(為替)

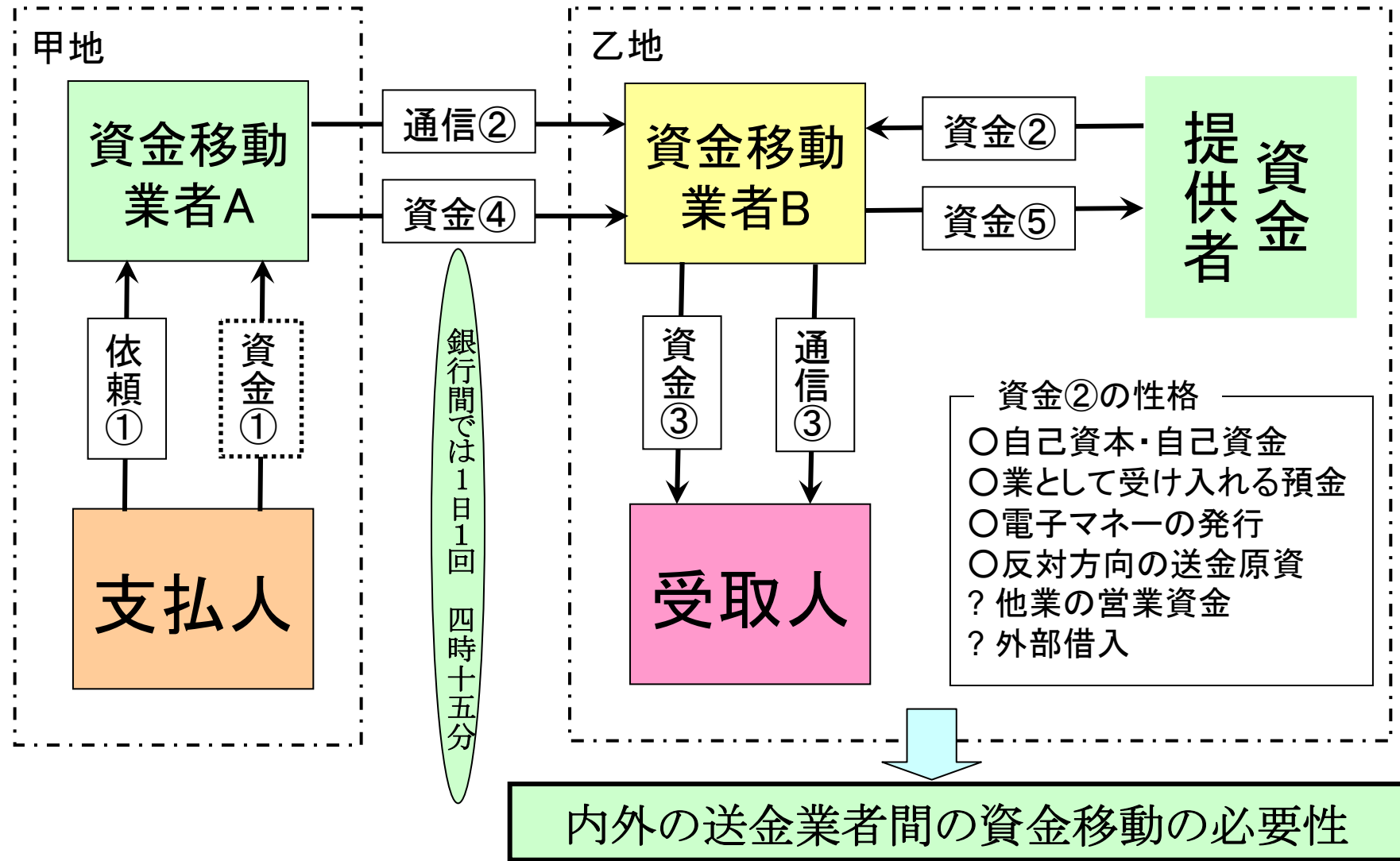


イノベーション


◆ 銀行振込の例



為替業務の銀行以外への解放のスタンダード的視点



ご静聴ありがとうございました

三菱東京UFJ銀行 決済事業部
制度・企画グループ 田貝正之
 masayuki_tagai@mufg.jp

【お断り】

本日の講演での意見や予測等は、講演者の私的見解を含むものであり、今後予告なしに変更されることがあります。当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は現段階での信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性および完全性を保証するものではありません。当資料の一部または全部を問わず、弊行の許可なしに複製や再配布することを禁じます。記載内容につきましては、適宜見直す場合がございますので、予めご了承下さい。